

令和6年度

第5回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和6年8月29日(木)9:30~
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見(沖縄県最低賃金の改正決定について)に対する異議の申出について
- 2 その他

令和6年度第5回沖縄地方最低賃金審議会資料

- 1 最低賃金法(抜粋) P 1 ~ P 2
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明(令和6年8月23日付け申出)
P 3 ~ P 4
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
申出人 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺 健太郎
(令和6年8月26日付け申出)
P 5 ~ P 6
- 4 沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)
P 7 ~ P 8
- 5 沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)(写)
P 9 ~ P 12
- 6 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
P 13 ~ P 14

最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。



2024年8月23日

沖縄労働局

局長 柴田 栄二郎殿

沖縄県労働組合

議長 穴

沖縄県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

最低賃金法第11条及び最低賃金法施行規則第8条の規程に基づき、2024年8月13日沖縄地方最低賃金審議会よりの答申について異議を申し出る。

2024年度の沖縄地方最低賃金は過去最高の56円の引き上げとなったことに、沖縄地方最低賃金審議会に敬意を表する。計8回の専門部会を開催し、公労使委員の負担は相当であったろうと推察する。残念なのは、専門部会の審議が非公開であったことである。沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程第7条で「会議は、原則として公開とする。」ことが謳われているが、実際には一部公開であり、密室で決まっていると言っても過言ではない。労働者にとって憲法25条にある「文化的で最低限度の生活を営む」ためには、それが実現できる賃金が必要不可欠である。県民の生活を左右する大事な賃金が専門部会の審議でどのように決まっているのか、どのように決められているのか知る権利がある。最低賃金の決定過程は完全に透明化されなければならない。人間の生存に関わる最低賃金が、最低賃金と直接関係する県民の見えないところで決まる仕組みを来年からは改善していただくことを求める。

全国労働組合総連合（全労連）も厚生労働省などに要請を行っているが、全労連が全国で行った最低生計費試算調査の資料が掲載されていない。審議を行うにあたり、憲法の定める文化的で最低限度の生活を営むにはいくら必要なのか、の資料が必要である。目安額では根本的な改善にはならず、目安額に6円の上乗せだけでは8時間働いて普通に暮らせる賃金にはほど遠い。全労連が全国で行った最低生計費試算調査を資料として来年の審議会で採用し、審議していただくことを求める。

中小企業対策について、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などと並行し、消費税減税、社会保険料減免など賃上げできる環境の整備を求める。また、中小企業が求める経営改善策について、来年度は消費税減税や社会保険料減免など幅広く調査した資料を使っていただくことを求める。

56円の引き上げは、全職種の23.2%の賃金に影響を与えている。過去最高の引き上げ額として一定の評価はできるものの、納得できるものではない。低すぎる最低賃金が少し改善されただけだからである。せめて愛媛県の答申である9円の引き上げを上回る10円（6円の引き上げに4円の上乗せ）の引き上げを行い、956円にすることで全国との格差を是正するため再度の審議を求める。



以上



令和6年8月26日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 殿

(一社) 沖縄県ビルメンテナンス協
会長 大嶺 健太郎



沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立

沖縄地方最低賃金審議会は、8月13日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり56円引き上げて952円とする意見を貴職に提出しました。例年、答申から1か月程度で効力日を迎えるので、価格転嫁先への折衝や賃金全体の改定見直しに至るまでの期間があまりにも短すぎるため、8月13日付「沖縄地方最低賃金の意見に関する公示」に基づき、(一社) 沖縄県ビルメンテナンス協会は、以下の通り異議申し立てを行うものです。

記

【申立の趣旨】

最低賃金改定の効力日を令和7年4月1日にすること。

【申立の理由】

1. 答申から効力日まで1か月程度で改定が行われると、賃金改定による原価上昇分を価格転嫁する顧客との価格改定折衝期間があまりに短く、更に契約期間途中での金額増額交渉は、従来から困難を極め、国、地方自治体を含め、増額改定は殆ど行われておりません。その結果、企業経営を圧迫し企業の存亡に関わる事態も生じております。
2. 最低賃金改定は、単に最低賃金に抵触する使用人だけの賃金改定に止まらず、使用人全体の賃金体系の見直しを行わなければなりません。最賃上昇分と社会保険等累進課税増額分、年次有給休暇消化賃金上昇分及び交代職員賃金上昇分等を賄う原資の捻出が必要になります、効力日までに半年程度の猶予準備期間が望ましい。

よって、(一社) 沖縄県ビルメンテナンス協会は、沖縄地方最低賃金審議会の意見に異議を申し立て、申立の趣旨記載のとおり、効力日を翌年4月1日に変更することを求めるものです。



沖勞発基 0829 第 1 号
令和 6 年 8 月 29 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
柴田 栄二郎

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 6 年 8 月 23 日付けで沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明から、同年 8 月 26 日付けで一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺健太郎から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

写

沖地最審第5号
令和6年8月13日沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和4年10月6日発効の沖縄県最低賃金（時間額853円）は令和4年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が容易でないといった企業環境を踏まえ、特に、中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、引き続き国等に対して実効性のある支援と施策の実施等を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間952円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 853円
- (3) 発効日 令和4年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準(令和4年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,745円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1箇月換算額

853円(沖縄県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.807
(可処分所得の総所得に対する比率())=119,639円

() 令和6年7月10日、中央最低賃金審議会の「令和6年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房、公正取引委員会)の更なる周知と実効性のある取組を行うこと。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、引続き、手続きの簡素化、使い勝手の向上に努めること。

(3) 公契約について、今年も、事業場視察、参考人招致等において、最低賃金改定後の改定契約の時期が、予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の56円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

(4) 最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があることや、公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題等を抱えている。

政府は最低賃金について、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、毎年50円を超える引上げ幅が続くと、特に、中小企業、小規模事業者にとっては、改定への対応が年々厳しくなることが想定される。

このため、最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定のあり方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

